

令和4年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

- 1 日 時 令和4年7月27日（水） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
板橋財政課長、浅見主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和4年度第1回会議
議題
 - （1）令和3年度下半期分 一般競争入札契約及び指名競争入札契約の審査
 - （2）令和3年度下半期分 随意契約の審査
 - （3）その他
 - 3 閉会

議題に入る前に1件、報告がございます。

前回の会議の際に、測量等コンサルタント業務において最低制限価格を設定しないことについての市の考え方を再度確認するようご指摘がありました。

この件について、市の内部組織である入札契約制度検討委員会において考え方を確認しました。

その結果、測量等コンサルタント業務は指名競争入札で発注しており、実績や会社規模、技術力などにより信頼できる業者を選定していることから、最低制限価格は設定しないということでしたので、ご報告します。以上です。

委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ございます。

1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1「令和3年度下半期分の一般競争入札契約及び指名競争入札契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

議題1 令和3年度下半期 一般競争入札契約及び指名競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和3年度下半期分の一般競争入札契約及び指名競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたりいただきましたご質問への回答も併せてご説明させていただきます。

通常は、一般競争入札と指名競争入札を別に説明していますが、今回は指名競争入札の重点審議案件が全て入札不調などで一般競争入札とセットになっている案件でしたので、まとめた説明とさせていただきます。

説明資料につきましては、事前に送付させていただいた追加資料の1ページから11ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきますので1ページをご覧ください。

「仕切弁修繕工事（R3-1）」について、ご説明いたします。

1回目を指名競争入札で行いましたが不調となり、2回目を一般競争入札で行いましたがこちらも不調となっています。

本工事の執行理由は、「西白井1丁目地先において仕切弁の弁体ゴムのはく離が原因

であるきょう雑物が水道水に混入していることから、その対策として、仕切弁の弁体ゴム交換工事を実施するための土工と道路復旧を行うもの」です。

なお、2回目の発注の際はこれに「令和2年度に行った水道関連工事の舗装本復旧を行うもの」を加えています。

1回目の指名競争入札の業者選定については、

- ・指名業者数は8者です。
 - ・指名理由については、名簿の大分類「土木一式工事」に登録があるB、Cランクの準市内業者と近隣市の業者を基本として選定しました。
- 入札は1者となっています。

2回目の一般競争入札については入札参加資格要件等を、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある市内業者
 - ・白井市税の滞納がなく、かつ、白井市税が不申告でない者
- という要件で行いました。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数ともに 2者 でした。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが指名競争入札の時は1,480,000円、一般競争入札の時は3,510,000円、1回目は予定価格超過、2回目は最低制限価格を下回ったため2回とも落札しませんでした。

この案件には、委員より8つ、ご質問をいただいております。

1つめは、「工事内容はどのようなものか。特殊性があるのか。」ということで、

別途発注である水道仕切弁交換のための一般的な土工工事で特殊性はありません。

2つめは、「予定価格はどのように算定したのか。」ということで

現地測量を基とする数量計算を行った後、積算システムにより工事単価を算定しており、単価は県歩掛単価を使用して算定しています。

3つめは、「指名競争入札で辞退者が多かった理由は。」ということで

技術者の確保が困難、下請け業者の確保が困難、作業員の確保が困難、採算が合わない、会社都合と各社ばらばらの理由によるものでした。

4つめは、「一般競争入札で指名競争入札より予定価格を増額した理由は。」というこ

とで、

指名競争入札の辞退理由に採算が合わないであったため舗装復旧工事を追加しました。

5つめは、「指名競争入札で270万円の入札があったので再度入札を行えばそれより低い価格で入札される可能性もあったと思われるが、一般競争入札で予定価格を増額した結果、不調となった。予定価格と最低制限価格の設定は適正だったのか。」ということで

県の歩掛単価を使用して積算しており、適正な価格だったと考えています。

6つめは、「それぞれの入札不調の理由をどのように理解しているか。」ということで指名競争入札の不調は、採算性が本工事より有利な工事の受注により、技術者や作業員のスケジュールが埋まってしまっていたと考えています。

一般競争入札不調の理由については、舗装工事を追加したことにより、工事規模において有利な条件となり、入札参加者は確保できたが最低制限価格を下回ったため入札不調となったもので競争性が発揮された結果と考えています。

7つめは、「今後の対応は。その後落札したのか。」ということで、

工事の年度内完了を検討したところ、残りのスケジュールでは適正工期を確保できないと判断したため、年度内の執行を中止しました。

令和4年度の夏以降に再度執行することとしています。

8つめは、「修繕工事が行われない事態が続くが市民生活への影響はどうか。」ということで、

仕切弁の弁体ゴムはく離を改善するための工事のため、修繕が遅れて水道水に混入するきょう雑物の低減が図れないこととなっています。

このため、各家庭にフィルターを付けて応急処置をしています。

なお、きょう雑物が混入した水道水でも人体に影響はないとされています。

続きまして5ページのNo.25, 26「学校管理備品その14と15」についてご説明いたします。

執行理由は、「その14が生徒数又は学級数の増加に伴い教育環境の整備を図るため、中学校に必要となる管理備品を整備するもの。その15が学級数の増加に伴い教育環境の整備を図るため、小中学校に必要となる管理備品を整備するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「家具・什器」に登録がある者
- ・地域要件は千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- ・実績要件は、平成28年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等へ家具又は什器を納入した実績がある者 という要件でした。

本件は令和3年12月17日（金）に公告を行い、12月20日（月）に入札を中止しており、中止した時点で申請者はおりませんでした。

この案件には、委員より2つ、ご質問をいただいております。

1つめは、「入札公告後に入札を中止し、随意契約を締結した経緯、理由は」ということで、

入札公告後に、備品購入を希望した中学校において見込みよりも私立中学校への進学予定者が多いことが判明し、学級増の見込みがなくなったことから、購入予定備品の一部が不要となりました。必要数を精査したところ設計額が随意契約可能な80万円未満となったため、随意契約により発注しました。

2つめは、「随意契約案件一覧には記載がないが、契約額により審査会案件に該当するかどうか、と理解してよいか」ということで

随意契約の審査対象は、本来、入札すべきものを随意契約としたものであるため、本件は随意契約としての審査案件には該当しませんが、入札案件としては公告を行った後に入札を中止したため審査対象とさせていただいたものです。

続きまして7ページの「【債】白井市緊急通報装置事業業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「在宅の独居高齢者等に対して緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、緊急通報装置の設置及び運用を委託するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「その他委託」中分類「その他」に登録がある者
- ・平成23年度から本件公告日までに地方公共団体（緊急通報装置事業の1年あたりの利用者が、1回目は200人以上、2回目は100人以上）が発注した1年以上の緊急通報装置事業の履行実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも1者でした。

金額につきましては、

予定価格は税抜き46,300,800円、落札価格は税抜き32,588,640円、契約金額 税込で35,847,504円、落札率は70.38%。

落札者は、ALSOKあんしんケアサポート（株）となっております。

この案件には、委員より2つ、ご質問をいただいております。

1つめは「1度入札が不調となり、その後再入札で落札となったが、予定価格等の金額設定はどのようにしたのか。」ということで、

1回目と2回目で金額は変更しておりません。

設計金額の積算根拠としては、緊急通報装置事業を行っている事業者3者から見積もりを徴取し、真ん中の金額で設定したものです。

2つめは「その後、落札者は問題なく業務を行っているか。」ということで、

前委託業者が落札しており、現状利用者からの苦情等もなく業務を履行しています。

続きまして、9ページ 「【債】白井配水場及び下水道ポンプ場運転管理業務委託（R4）」についてご説明します。

執行理由は、「白井配水場（水道事業）、汚水ポンプ場（22施設）及び雨水ポンプ場（2施設）の運転管理を円滑に行い、機能を十分に発揮し、適正な維持管理を図るため、施設の運転操作監視及び保守点検等の運転管理業務を包括的に委託するもの」です。

3の業者選定等ですが、1回目は一般競争入札で入札参加資格者数は122者、資格確認申請者数は1者、入札参加者数は1者でした。

資格要件は、適格者名簿の大分類「施設等運転管理他」中分類「施設の運転・管理」に登録がある者で、

- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者
- ・平成23年度から本件公告日までに、国または地方公共団体等が発注した配水能力5,000 m³/日以上浄水場又は配水場の運転管理を元請けとして3年以上履行した実績があり、かつ契約金額が年間1,000万円以上の下水道ポンプ場運転管理を元請けとして1年以上履行した実績がある者。など記載の条件としました。

また、2回目は指名競争入札で、指名業者数11者、入札参加者数4者（7者辞退）でした。

指名理由は、参加者適格者名簿の大分類「施設等運転管理他」中分類「施設の運転・管理」に登録されている業者のうち、白井市または他の地方公共団体で施設管理運転の受注実績がある者を選定しました。

4の手続きの経過は、一般競争入札では、令和3年10月15日に公告しています。2回目の指名競争入札では、指名通知を令和4年1月14日に行い、令和4年2月1日に契約しております。

金額は、1回目の予定価格が税抜きで165,079,990円、2回目の予定価格は税抜きで173,181,990円、落札価格は税抜き162,191,000円、落札率は93.65%でした。

落札者は、ミザック株式会社で、担当課は上下水道課となります。

各委員からは、2つの質問をいただいております、

1つめは、一般競争入札で不調となり指名競争入札を行っているが、予定価格が1億6,507万円から1億7,318万円に増額となった理由は、とのことで、

回答は、一般競争入札不調に伴い入札スケジュールが遅れ、その期間に使用単価の改定があったことから増額となったものです。

2つめは、件名の【債】の意味は、とのことで、

地方公共団体の予算は、ご承知のとおり単年度主義が原則となりますが、事業によっては数年を要するものや、毎年度必ず支出が見込まれるものがございます。

そのため、回答欄に記載のとおり、当該案件の予算が単年度のものか複数年のものかをわかるよう案件の前に言葉を付しているものです。

ちなみに、債務負担行為による契約や継続費による契約は、市の施策的な事業を進める上で、数年間の債務について予め議会の議決を得て、予算を確保するものです。

また、長期継続契約は、基本的な市役所業務を行うため契約するものが対象で、例えばパソコンや印刷機などのリースや機械警備などとなり、具体的な内容は条例等で定まっています。

長期継続契約が認められる前は、年度をまたぐ契約は、先の債務負担行為や継続費以外は認められていませんでしたので、多くの契約を毎年度4月1日に締結する必要がありましたが、現在は3年から7年の長期契約を締結することが認められていますので、年度初めの業務も滞りなく実施できるようになっております。

議題1についての説明は以上です。よろしくお願いします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No. をおっしゃっていただければと思います。

委員

No.33とNo.4について、1回目で不調になった後に舗装を追加したということですが、最初に想定されていた仕切弁修繕工事では道路の舗装は前提になってなかったと思うので別途入札等での発注を考えていたということでしょうか。

事務局

1回目の金額が少なかったので2回目は別の場所の舗装工事と抱き合わせて行ったものです。

委員

仕切弁修繕工事の場所以外の所と一緒に、ということでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

No.30, 31について、1度入札が不調になった後で2度目の入札を行って落札されたということですが、1回目と2回目で金額を変えないという判断をした理由を教えてください。

事務局

1回目の不調は最低制限価格をごくわずかな額で下回ったことによるもので、これは推測になるのですが、入札者が金額を算定したときに端数を切ってしまったことで最低制限価格を下回ったものと思われます。

2回目の入札を行うに当たり検討しましたが、設計内容を変更する部分がなかったため変更せず再度入札を行ったものです。

委員

この入札は1者しか参加がいらないですが、このような場合、1回目で落札できなかった業者にその理由を伝えるとかそういうことはされるのでしょうか。

事務局

取り止め通知書というものを発行してしまして、その中の備考欄に最低制限価格以上の入札がなかったため、と記載して業者に通知しています。

委員

No.33とNo.4について、同じ案件に見えてしまうので、2回目の入札は別の場所の舗装工事も追加したものだということをどこかに記載してもらえるといいかと思います。

それから、1回目と2回目の入札金額を見るとあまり変わらない印象ですが、入札者は2回目には舗装工事が含まれていることを分かった上で入札しているのでしょうか。

事務局

記載の件はわかりました。

2回目の入札については分かった上で入札しています。

委員

No.33とNo.4について、きょう雑物が混入した水道水であっても人体には影響がないとされていますとありますが、それならば弁の修繕工事が必要だったのか、現在はフィルターを付けて応急措置をされていて令和4年度の夏ごろに発注する予定のようですが、1年半以上市民にフィルターを付けたままの生活をさせるような事態で良いのかと、ここでの審議ではないですが、この件についての考え方などはどうでしょうか。

事務局

人体に影響はなくても、コップなどに若干異物が見えるときがある、くらいの状況とされます。人体に影響がなければいいのではないかという考え方もあると思いますが、飲む人からしたら人体に影響がなくても気分がいいものではないので、市としてはなるべく早く改善したいという考えです。ただ、昨年度は入札がうまくいかなかったため、引き続き早めに改善したい、というところで回答にかえさせていただければと思います。

委員

令和4年度に実施するとありますが実施されていますか。

事務局

今年度中に発注予定です。

委員

No.30, 31の質問の中で事業者3者から見積を徴取し、真ん中の金額で設定したものとありますが、最低価格を使うのではないのでしょうか。2者なら低い方を使うのはわかりますが、例えば100円、70円、50円との価格だったら50円でできる業者が

あるので50円で設定するのではないのでしょうか。

この案件特有のものなのか、それとも一般的に真ん中の金額を採用されているのでしょうか。

事務局

予算の取り方として、財政課としては3者とか複数者から見積を取るよう指示していますが、その結果、最低にするか中間にするかは悩むところです。ルールは決まっていません。ケースバイケースの場合があるかと思いますので。

緊急通報装置はあまり一般的な事業ではないので、最低価格を使うと落札しない可能性があるかもしれないというところで、おそらく中間を使ったのではないかと思います。

予算査定の中で案件によってこれは最低価格にしようとか、これは平均の価格にしようとか、そういうことはあります。

入札した結果、落札しているので予算を無駄に使ったわけではなくそこは心配ないのかと思います。

委員

見積の対象によって判断しているということでしょうか。

事務局

備品だったら70%とか、パソコンだったらもう少し低くとか、今までの蓄積で判断しているところはあります。

委員

9ページのNo.28, 41について、事業期間が令和4年4月1日から令和8年9月30日までということで4年半となっています。これだとまた10月1日から新しい契約がなされると思いますが、年度で区切るのが一般的かと思ったので4年半という期間の設定について考え方を教えてください。

事務局

3月31日で期間が終わるものもありますが、年度末は業務が立て込む場合もあります。この件は【債】とありますが、複数年の契約ができるものとなります。事業を行う場合に予算をとって次の入札までの準備に時間がかかったりする場合は、4月1日からだと間に合わない場合もあるので半年間くらい準備時間を持つこともあります。

例えば給食業務などでは夏休み期間中に入れ替えたいので、7月末で契約期間を切って新しい契約は8月1日からにするとか、事業の切り替えが年度末だと不都合がある場合があります。

事業を進める上でやりやすいところに契約期間を設定することは普通に行われることなので、特別なことではありません。

委員長

それでは、議題2「令和3年度下半期分の随意契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

令和3年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

まず、「白井市情報集約・発信支援業務委託」について説明します。

執行理由は、「第5次総合計画 後期基本計画に基づき地域資源を活用した魅力ある暮らしを促進するため、市内の事業者や市民団体などの魅力ある事業や活動を集約し、発信することにより、しろいの魅力の「みえる化」と市内事業者や市民団体等の活性化を支援するもの」です。

随意契約及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとし、本業務委託に当たり、ポータルサイトの設計・開設などの専門的知識や市内の取材、市内事業者等から協力を得ながら運営する経験が必要なこと、契約終了後、サイトの自主採算でポータルサイトを継続運営することを前提とするため、プロポーザルによる提案等を受け、その者の能力を評価し、契約相手を決定したいため、としております。

手続きの経過としては、見積依頼日を令和3年9月10日、契約日を令和3年9月30日としていますが、見積依頼日以前の令和3年4月より実施要領等を公表するなど、作業を行っております。

参加者数は2者で、金額は、設計金額が税抜きで17,860,000円、契約金額が税抜きで17,785,000円となっており、落札率は99.58%でした。

契約の相手方は、(株)フューチャーリンクネットワーク、担当課は秘書課となります。

委員からの質問は3ついただいております、

1つめは、業務の内容ということで、回答としましては、市の見所や文化資源、市内事業者や市民団体等による魅力あるイベント情報や観光情報等を集約・発信するポータルサイトを設置・運営するものです。

また、運営にあたり独自にポータルサイトの周知広報・取材を行うほか、サイトを起点としたキャンペーン等の企画運営も併せて行うものです。

2つめ、プロポーザルとした理由は、ということで、本業務委託に当たり、ポータルサイトの設計・開設などの専門的知識や市内の取材、市内事業者等から協力を得ながら運営する経験が必要なこと、契約終了後、サイトの自主採算でポータルサイトを継続運営することを前提とするため、プロポーザルによる提案等を受け、その者の能力を評価し、契約相手を特定したいためです。

3つめ、プロポーザルの経緯（応募、審査等）はどのような状況かということで、回

答は、2者から応募があり、プレゼンテーション等の結果から1者を選定しました。

なお、審査は業務実績等を評価する1次審査、書類審査と、提案書及びプレゼンテーションの内容を評価する2次審査にて行い、2次審査では、業務に対する考え方や実施手順、事業の継続性、独自提案、見積額などにより審査しています。

次に、14ページ「【長期】白井市役所庁舎等総合管理業務委託」について説明します。

執行理由は、「市役所庁舎及び保健福祉センターの設備等監視業務、清掃業務、空気環境測定や水質管理等の建物環境衛生管理業務、電話交換業務、受付業務及び施設警備業務を2施設一括にて管理委託するもの」です。

随意契約理由及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、本業務委託は、これまで一般競争入札により事業者を選定していたが、一般競争入札では、市が定めた仕様書に基づいてはいるものの、仕様の形骸化が見受けられたり、一定の品質以上の向上が見られない状況となっている。

庁舎等の総合管理業務は、業務が多岐にわたっており、それぞれの業務で事業者独自のノウハウや技術があるが、一般競争入札の場合は、仕様書で方法等を固定するため、市に有益な手法などがあっても、必ずしも採用できるとは限らない。

これに対して、プロポーザル方式の場合は、品質を確保するための手法や業務執行体制を事業者自らが提案し、仕様書に反映されるので、品質の確保や向上が見込まれる。

また、プロポーザル方式であっても、提案限度額を設定するので、市の想定を超える価格になることはない。

他の自治体においても、プロポーザル方式を導入している事例があり、業者提案による品質の向上や、従業員の教育の徹底など様々な効果を上げている。

このようなことから、プロポーザル方式を採用し、業務の質の向上、改善等や市民サービスの向上を図る。というものでした。

契約は、令和3年9月17日に締結しています。

参加者数は、4者（内1者辞退）、金額は、設計金額が税抜き161,021,259円、契約金額が税抜き156,600,000円、落札率97.2%でした。

契約の相手方は（株）クリーン工房千葉支店で、担当課は公共施設マネジメント課となります。

これにつきましては、1項目の質問をいただいております、

業務とプロポーザルの内容は、ということで、

業務内容は、市役所及び保健福祉センターの設備監視業務、清掃業務、空気環境測定や水質管理等の建物環境衛生管理業務、電話交換業務、受付業務及び施設警備業務を2施設一括にて委託するものです。

プロポーザルの内容は、市役所庁舎及び保健福祉センターの総合管理業務を委託する

にあたり、事業者に品質を確保するための取組みや業務執行体制、従業員の教育や業務の質の向上、改善等や市民サービスなどの内容について提案を求め、事業者を選定しました。

なお、こちらにつきましても、実績等を審査する1次審査とプレゼンテーションからなる2次審査を実施して、業者を選定しています。

続きまして、16ページの「下水道鉄蓋修繕工事（R3-2）」について説明します。

執行理由は、「本工事は、白井市道路課発注の舗装修繕工事に伴い、市道に占用しているマンホール鉄蓋の高さ調整を行う必要があることから実施するもの」です。

随意契約及び業者選定理由は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当とし、道路課発注の舗装修繕工事が9月17日に契約され、9月27日付で道路課長より「人孔高さ調整について（依頼）」を受けたことから、舗装修繕工事の受注者である東亜道路工業（株）千葉支店と以下の理由により随意契約するもので、

①舗装修繕工事受注業者と同一業者を選定する事により、道路占用届、道路使用協議書等の書類手続きが省略でき、工期が1か月短縮出来ることにより経費も縮減できる。

②複数の業者が現場に入る事により、統括管理者の一元化が困難となり責任所在のばらつきが発生することや、保安対策の調整が煩雑化し安全管理も困難となるなどの支障が懸念される。

③高さ調整工事は繊細な調整が求められる。施工後にも振動苦情等も想定され、別業者だと責任の所在が曖昧になる。

とのことでした。

契約日は、令和3年11月15日、金額は、設計金額税抜きで7,640,000円、契約金額は税抜きで6,800,000円、落札率は89.01%でした。

契約の相手方は、東亜道路工業（株）千葉支店で、担当課は上下水道課です。

こちらについては、委員より1つの質問をいただいています、

既に修繕が必要なものについて個数が決まった上で契約したのか、それともある一定期間内に修繕が必要なものについてその全てを行うという趣旨での契約か（修繕個数が決まっていない上での契約か）、いずれでもない場合にはその内容は、というものでした。

回答としましては、修繕が必要なものについて個数が決まった上で契約を行いました。

とのことです。

最後に、18ページをご覧ください。

「道路改良工事（R3-1）」及び「七次台中学校校舎改修工事」に関連して、契約制度についてご質問をいただいているので、併せてご説明いたします。

委員から3項目いただいている、1つめは、事前審査型とはどのような工事が対象か。回答としましては、予定価格（設計金額）が1億5千万円以上の工事が対象となります。

2つめは、事前審査の内容はどのようなものかということで、発注に当たっては、当該入札に参加できる者の要件を設定して公表しています。

入札参加申請時に、要件を満たしていることが確認できる書類を提出してもらい内容を確認します。

基本的な事前審査項目は記載のとおりで、審査の手順は20ページ、21ページに記載しています。

左が事前審査型、右が事後審査型で、違いは中央やや上の部分で、事前審査型は、申請者の参加資格を審査するため、副市長・部長等で組織する入札契約審査会を開催しますが、事後審査型では、その部分は簡易審査とし、その代わりに落札後、21ページの下部やや上にある落札候補者の参加要件を審査しますが、入札契約審査会を開くものではありません。

そのため、全体の日程が事前審査型では約55日、事後審査型では約40日となっております。

19ページに戻りまして、3つめの質問は、建設工事、測量・コンサルタント業務、業務委託等に関する入札契約制度全般の概要を提示いただきたい、とのことで、回答としては、19ページのとおりで、簡単に説明しますと、入札案件がありますと、まず工事・委託・物品購入・賃貸借・測量等コンサルタントに分けます。

測量等コンサルタントについては、一定以上の技術水準が必要であることから、全て指名競争入札とし、同種業務の実績がある事業者を指名します。

その他の工事、委託、物品購入、賃貸借についてですが、まず委託は設計金額が500万未満は指名競争入札となりますが、その他の業務については、記載のとおり、それぞれ一般競争入札とする金額を定めています。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No.をおっしゃっていただければと思います。

委員

No.44についてホームページを見たところ、協定企業ということで契約者の（株）フューチャーリンクネットワークの他に（株）紙ひこうきというのが載っているのですが、この（株）紙ひこうきという会社がこれ以降関与することについてどういう手続きを経ているのか教えてください。

事務局

(株)紙ひこうきは(株)フューチャーリンクネットワークからの再委託を受けて、白井市の情報発信だったり、白井市内の営業だったりの部分を担当しているということです。

(株)フューチャーリンクネットワークがサイトの運営だったり、システムのノウハウであったりを担当しています。

なお、この契約自体は3年で切れてしまうのですが、この事業をできる限り長く続けていきたいということで協定を結んでいます。協定は再委託ではなくこの3者間で結んでいます。

委員

No.45について、プロポーザルのメリットを考えてプロポーザルでの発注を選択したということですが、前の契約と比べて費用は上がったのか教えてください。

事務局

担当課からは硬直しているという意見が出ていました。語弊はありますが、入札で行うと安かろう悪かろうというようなことがあって、担当課は不満があったようです。

入札契約審査会でもこれをプロポーザルでやるのか、という議論がありました。

年度が違って物価の上昇とかもありますので金額は上がっているかもしれません。

委員

費用が上がってもその分質が向上していろいろな面が改善されているのであれば良いと思いますが、一応、費用としてどのくらい変わるものなのかわかればと思います。

事務局

前回の3年間で1億6739万4000円。契約額ですのでおそらく税込みだと思います。

委員

1千万円弱くらい上がっていますね。わかりました。

委員

No.44について、令和3年10月から令和6年3月31日までということで2年半の契約期間となっていますが、成果品はどういう形で確認されるのでしょうか。

事務局

市ホームページ内に「しろいまっち」というポータルサイトを作ってもらっていてそ

れが今のところの1つの成果品になります。

そこに色々な情報を落とし込んでもらったり、白井市の業者の情報を発信してもらったりしています。

物としては提出されないかと思います。

情報量とかアクセス数とかではかっていくということだったかと思います。

委員

ホームページの企画・設計・管理、その後のデータのアップ、そういったものになるのでしょうか。

事務局

白井市のホームページそのものではないのですが、白井市の情報を発信するポータルサイトの企画、運営、取材から全部やってもらいます。

お店の情報、イベント情報などを発信していきます。

委員

白井市のホームページを見ますと左下の方に入口があって、白井市はこういう市ですよ、とか、白井市出身の有名人はこの人たちですよ、とかそういう情報が載っているのですが、情報を自分たちで集めているのですね。

事務局

そうです。それを職員がやるのはちょっと大変ですし、ノウハウもないので。

最終的には広告を取ってきてそれで運営をしてくださいということで、以後は自分たちで継続してできるようにすることを目指しています。

委員

紙での納品はないということでしょうか。

事務局

実績報告などは提出されるでしょうが、何か物ができて納品、ということはないかと思います。

企画が白井市の考えているものと合うのかどうかとか、そういうところを判断したいというところでプロポーザルにならざるを得ない案件かと思います。

委員

No.45について、形骸化、あるいは品質向上が見られないということで、プロポーザルで契約して1年近く経つが、日ごろ庁舎で仕事をしていて、この部分は以前より良くなったとか感じる部分はありますか。

事務局

個人的な感想になりますが、案内業務などはかなり良くなったと思います。

委員

19ページの入札方式の選定フローの中で、例えば工事130万円超は一般競争入札となっていますが、130万円以下の場合は制度上随意契約で執行できるので、この随意契約審査案件の一覧に入っていないということで良いのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

本来、随意契約でできるものはこの随意契約の一覧に入っていないということで良いのでしょうか。

事務局

そのとおりです。地方自治法施行令第167条の2第1項の金額の範囲外で随意契約を行ったものについて、それが正しかったか外部の目で審査をお願いしています。

委員長

他に意見がなければ、令和3年度下半期の入札契約及び随意契約について、市長へ改善点として報告すべきことはありませんでしょうか。

各委員

ありません。

委員長

市長へ報告すべきことはないことを確認しました。

続きまして、議題3 その他について事務局から何かありますか。

事務局

菊池委員が今回の会議が最後となるため一言お願いしたいと思います。

菊池委員は年末で任期満了となります。よろしくお願いいたします。

菊池委員

平成25年8月にこちらの委員を拝命しまして、今日まで務めさせていただきました。いつも委員の皆さんの的を射た質問があり、また、市の方からわかりやすい明快なご

説明があり、毎回良い刺激を得て貴重な経験をさせていただきました。

感謝申し上げます。

これからも白井市役所におかれましては、合理的な価格でかつ、品質の確保できるようなそういう入札を運営していただき、また、委員の皆様からは引き続き鋭い御指摘をしていただければと思っております。

本当にどうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

もう1点、次回の会議についてですが、第2回の会議は例年1月に行っていますので、例年どおり令和5年1月、おそらく下旬になると思いますが、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の予定はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。お疲れさまでした。